

【中小企業者向け】

電気料金高騰等に伴う **緊急支援事業** の御案内

昨今の電気料金高騰及び冬季に予想される電力需給ひっ迫への対策として、緊急的に「**省電力設備への更新**」・「**太陽光発電設備等の導入**」を支援します。

1. 事業概要

① 省電力設備導入緊急支援事業

補助対象：照明のLED化、空調の高効率化

※ 電力使用量削減が見込まれるものに限る
(照明:おおむね50%以上、空調:おおむね20%以上)



LED



空調

補助額：補助対象経費の1/3（上限100万円）

※ 補助対象経費（設計費、機械装置等購入費、工事費）が10万円以上の事業に限る。

(参考) 当該事業の他に、省エネ設備導入全般に係る「脱炭素社会づくり促進事業」も実施中です。
ボイラーの更新等の際には御活用ください。

URL:<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/datsutansohojokin.html>

② 太陽光発電設備等導入緊急支援事業

補助対象：太陽光発電設備、蓄電池

※ 自家消費を目的としたものに限る



太陽光発電設備

(リース又はオンサイトPPAによる導入も補助対象)

補助額：太陽光発電設備 5万円/kW（上限500万円）

蓄電池

6.3万円/kWh（上限630万円）



蓄電池

2. 募集期間

令和4(2022)年8月17日(水)～12月23日(金)

※ 予算に達し次第、受付を終了します。

※ 詳細は栃木県のホームページを御覧ください。応募方法や申請様式を掲載しています。

栃木県 省電力 太陽光 緊急支援



【問い合わせ先】

栃木県 環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進担当
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎本館11階
TEL : 028-623-3297 FAX : 028-623-3259

二次募集

脱炭素社会づくり促進事業費補助金

～県内に事業所を有する中小企業者の省 CO2 設備導入を補助します～

1 **対象** 補助の対象は以下のとおりです。詳しい要件はお問合せください。

(1) 対象者

- ◇ 中小企業者又は中小企業団体
- ◇ 医療法人又は社会福祉法人

(2) 設備

- ◇ ボイラー、工業炉、空調設備、自家発電設備、照明設備
(温室効果ガスの削減量が年間 10 トン以上見込めるもの)
- ◇ コージェネレーション設備
(発電出力が 10 キロワット未満であるもの)

(3) 経費

- ◇ 設計費、機械装置等購入費、工事費 (導入前設備の処分費は対象外)



2 **補助額** 補助対象経費の 3 分の 1 以内、上限 100 万円

※電気ボイラーへの更新は上限 300 万円【令和 4 年度から新設】

3 **受付期間** 令和 4 (2022) 年 8 月 17 日 (水) ～ 9 月 30 日 (金)

※受付期間内の申請を審査し採択事業を決定します。

採択前に事業を実施(契約・発注)したものは対象外となりますので御注意ください。

※県 HP では、申請の手引き・よくある質問・過去の事例等を掲載しています。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/datsutansohojokin.html>

照明及び空調の更新に特化した緊急支援事業の申請も受付中！！

○事業名 : 省電力設備導入緊急支援事業

○補助対象 : 照明の LED 化、空調の高効率化

○補助要件 : 電気使用量削減率 照明 : 50%以上、空調 : 20%以上

○先着順

★こんなときにおすすめ : 温室効果ガス削減 10 トン以上が困難なとき、できるだけはやく着手したいとき

詳細は県 HP へ

栃木県 省電力 緊急支援



【問合せ先】栃木県 環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20 県庁舎本館 11 階

TEL:028-623-3297 FAX:028-623-3259